

## 福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について

平成29年5月24日

保育士養成課程等検討会

## 目 次

はじめに	1
1 保育士養成課程と他の福祉系国家資格の養成課程との比較	
(1) 保育士養成課程	2
(2) 他の福祉系国家資格の養成課程	2
(3) 保育士養成課程と他の福祉系国家資格の養成課程との比較	4
2 他の福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応	
(1) 基本的考え方	4
(2) 具体的な方策	4
3 保育士資格取得の際の特例の具体的な内容	
(1) 保育士試験の科目免除	5
(2) 介護福祉士養成課程との間での履修科目免除	5
4 子育て支援員の保育士資格取得への対応	5
【別添1】介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に対する 保育士試験免除に係る取扱いについて（案）	6
【別添2】介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設の 養成課程で学ぶ場合の履修科目免除について（案）	6
参考	7

## はじめに

女性の社会進出が進み、その働き方が多様化する中で、保育所等の利用率が上昇している。国においては、求められる保育サービスに対応するため、保育の受け皿拡大を進めるとともに、これを支える保育人材の確保に向けて、処遇改善に取り組むとともに、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組んでいる。

そのような状況の中、保育人材確保策の1つとして、他の福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応が求められており、「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日閣議決定）にもその旨が記載されている。

また、現在、厚生労働省においては、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現に向け、必要な取組を推進するとともに検討を行っており、今後の改革の骨格として、①地域課題の解決力の強化、②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用の4つの柱を掲げているが、4つ目の柱である専門人材の機能強化・最大活用においては、

- ・ 保健医療福祉の専門人材について、対人支援を行う専門資格を通じた新たな共通基礎課程の創設を検討する。平成29年度に共通基礎課程の検討に着手し、各専門課程の検討を経て、平成33年度を目処に新たな共通基礎課程の実施を目指す
- ・ 共通基礎課程創設までの間の当面の措置として、平成28年度中に、福祉系国家資格を持つ者への保育士養成課程・試験科目の一部免除などの運用改善を検討することとしている。

これらのこと踏まえ、本検討会の下にワーキンググループを設置し、保育士養成課程と他の福祉系国家資格の養成課程との比較を行うとともに、他の福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応について検討を行い、その検討結果を踏まえ本報告をまとめたものである。

## 1 保育士養成課程と他の福祉系国家資格の養成課程との比較

### (1) 保育士養成課程

現在の保育士養成課程は、教養科目、必修科目、選択必修科目から構成されており、必修科目については、「保育の本質に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」等の6つの系列<sup>1</sup>に分類されている。

必修科目については、保育の理念・概念や内容・方法といった保育の専門性に関する内容を中心に学修する科目（以下「保育に関する科目」という。）と、保育を含めた福祉制度の基礎的知識や対人援助・生活援助の基礎といった、福祉職の基盤となる内容を中心に学修する科目（以下、「福祉職の基盤に関する科目」という。）とに整理することができ、他の福祉系国家資格との比較にあたっては、このような観点からの整理・検討が有効と考えられる。

なお、保育士資格は、養成課程を修了するほか、保育士試験の合格によっても取得することができるが、保育士試験の試験科目は、保育士養成課程の必修科目に対応したものとなっており、保育士試験に関しても、同様の観点からの整理が可能である。

#### 【保育に関する科目】

保育原理、教育原理、保育者論、保育の心理学Ⅰ、保育の心理学Ⅱ、子どもの保健Ⅰ、子どもの保健Ⅱ、子どもの食と栄養、保育課程論、保育内容総論、保育内容演習、乳児保育、障害児保育、保育相談支援、保育の表現技術、保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実践演習

#### 【福祉職の基盤に関する科目】

児童家庭福祉、社会福祉、相談援助、社会的養護、社会的養護内容、家庭支援論

### (2) 他の福祉系国家資格の養成課程

#### ① 介護福祉士養成課程

- ・ 介護福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者である。（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項）
- ・ 介護福祉士養成課程における教育内容は、以下の3領域から構成されている。
  - ア) その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」

<sup>1</sup> 保育養成課程の6つの系列は、以下のとおり。

「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育の表現技術」「保育実習」「総合演習」

- イ) 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
- ウ) 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」
- これらの教育内容は、主に介護福祉士として求められる技術・知識に関するものとなっており、社会保障制度に関わる基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる内容も含まれている。

## ② 社会福祉士養成課程

- 社会福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者である。（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項）
- 社会福祉士養成課程における教育内容は、以下の5科目群から構成されている。
  - ア) 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
  - イ) 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
  - ウ) 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
  - エ) 「サービスに関する知識」
  - オ) 「実習・演習」
- これらの教育内容は、主に社会福祉士として求められる技術・知識に関するものとなっており、社会保障制度に関わる基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる内容も含まれている。

## ③ 精神保健福祉士養成課程

- 精神保健福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条）
- 精神保健福祉士養成課程における教育内容は、社会福祉士養成課程における教育内容の5科目群の枠組みに準拠しつつ、精神保健福祉士に特化する知識と技術の科目群（以下のウ）を加えて6科目群から構成されている。
  - ア) 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
  - イ) 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
  - ウ) 「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
  - エ) 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
  - オ) 「サービスに関する知識」

#### カ) 「実習・演習」

- これらの教育内容は、主に精神保健福祉士として求められる技術・知識に関するものとなっており、社会保障制度に関わる基礎的知識や相談援助の基礎などといった福祉職の基盤となる内容も含まれている。

### (3) 保育士養成課程と他の福祉系国家資格の養成課程の比較

保育士養成課程の「福祉職の基盤に関する科目」については、福祉制度の基礎的知識、対人援助や生活援助といった福祉職の基盤となる内容となっている。他の福祉系国家資格の養成課程において履修する福祉の基盤となる教育内容と比較すると、対人援助や生活援助といった福祉職の基盤となる部分については共通する内容が多く含まれている。

## 2 他の福祉系国家資格所有者の保育士資格取得への対応

### (1) 基本的考え方

福祉系国家資格保有者は、各々の養成課程において修得する福祉の基礎に関する部分について、既にその内容を修得している。このため、他の福祉系国家資格所有者が保育士資格を取得する際は、保育士養成課程等の「福祉職の基盤に関する科目」に係る部分について免除の方策をとることが考えられる。

### (2) 具体的な方策

- 他の福祉系国家資格保有者が保育士資格を取得する際には、保育士試験によることが多いものと考えられる。また、厚生労働省では、現在、医療・福祉の複数資格に共通の基礎課程を創設することについての検討を別途行っており、将来的に、資格ごとの専門課程と2階建ての養成課程へ再編することを目指しているところである。
- このため、養成課程の共通化による免除については、当該検討の場における結論を待って行うことが適当であり、現時点においては、保育士試験の免除での対応を行うのが適当である。
- このことは、現行制度において、幼稚園免許所有者に対して、保育士試験における試験科目免除を行っていることとも整合的である。
- なお、介護福祉士との関係においては、指定保育士養成施設卒業者に対する介護福祉養成施設での一部科目免除が既に制度化されていることから、介護福祉士とは相互に養成施設での履修科目を免除できるよう方策を検討する。

### 3 保育士資格取得の際の特例の具体的な内容

#### (1) 保育士試験の科目免除

- ・ 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科を履修した場合には、それに対する試験科目の免除を行う。このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

##### 【別添1 参照】

- ・ なお、他の福祉系国家資格所有者が保育所等での実務経験を有する場合について、更に免除できる科目があるか否かの検討を行ったが、保育の専門性の高い科目については、保育士を目指すにあたって履修する必要がある内容であるため、実務経験を考慮しての免除を行うことは困難である。

#### (2) 介護福祉士養成課程との間での履修科目免除

- ・ 必修科目については、介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目の履修の免除を行う。
- ・ 選択必修科目のうち、保育実習に関するものについては、「保育実習Ⅲ」において介護福祉施設での実習が認められていることから、「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」の履修の免除を行う。
- ・ 教養科目及び選択必修科目（保育実習に関するものを除く）については、各大学・短大・専門学校において履修内容等が異なるため、共通する科目として履修の免除をするか否かは、履修内容等を踏まえ各指定保育士養成施設において判断するものとする。

##### 【別添2 参照】

### 4 子育て支援員の保育士資格取得への対応

- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、地域の子育て支援の担い手となる多くの人材が求められているため、保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、必要な知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の養成を図っているところである。
- ・ 子育て支援員が保育士資格を取得する際の対応の検討については、今後、一定数の子育て支援員が養成され、様々な活動実績が蓄積された段階において、その活動の実態や保育人材の確保が困難となっている状況を考慮しつつ、子育て支援員養成研修の内容や時間数等も踏まえた検討を行うべきである。

## 【別添1】介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士に対する保育士試験免除に係る取扱いについて（案）

- 指定保育士養成施設で試験科目に対応した教科目を履修した場合には、それに対応する試験科目の免除を行う。
- このうち、「福祉職の基盤に関する科目」に対応する試験科目（下図の網掛け部分）については、他の福祉系国家資格を所有していることをもって履修免除を行う。

### ○筆記試験科目

社会福祉	←	社会福祉(講②)	相談援助(演①)	…履修免除科目
児童家庭福祉	←	児童家庭福祉(講②)	家庭支援論(講②)	
子どもの保健	←	子どもの保健Ⅰ(講④)	子どもの保健Ⅱ(演①)	
子どもの食と栄養	←	子どもの食と栄養(演②)		
保育原理	←	保育原理(講②)	乳児保育(演②)	
		保育相談支援(演①)	障害児保育(演②)	
社会的養護	←	社会的養護(講②)	社会的養護内容(演①)	
保育実習理論	←	保育内容総論(演①)	保育内容演習(演⑤)	
教育原理	←	教育原理(講②)		
保育の心理学	←	保育の心理学Ⅰ(講②)	保育の心理学Ⅱ(演①)	

### ○実技試験

保育実習実技	←	保育の表現技術(演④)
--------	---	-------------

(講)は講義形式、(演)は演習形式を表す。丸数字は、各教科目の単位数を表す。(例 ②…2単位)

## 【別添2】介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設の養成課程で学ぶ場合の履修科目免除について（案）

- 介護福祉士養成施設の卒業者が指定保育士養成施設で学ぶ場合に、「福祉職の基盤に関する科目に該当する科目」（下表「免除の可否」欄 ○印の科目）の履修の免除を行う。

※ 保育士養成施設卒業者に対する介護福祉士養成施設での一部科目免除については、既に制度化されていることから、相互に免除できるようにするもの。

指定保育士養成施設における履修科目・単位数		介護福祉士養成施設卒業者	
系列	教科目	履修単位数	免除の可否
教養科目	外国語(演習)		※
	体育(講義)	1	※
	体育(実技)	1	※
	その他		※
教養科目 計		8以上	
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義) 教育原理(講義) 児童家庭福祉(講義) 社会福祉(講義) 相談援助(演習) 社会的養護(講義) 保育者論(講義)	2 2 2 2 1 2 2 計13
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義) 保育の心理学Ⅱ(演習) 子どもの保健Ⅰ(講義) 子どもの保健Ⅱ(演習) 子どもの食と栄養(演習) 家庭支援論(講義)	2 1 4 1 2 2 計12 計10
	③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義) 保育内容総論(演習) 保育内容演習(演習) 乳児保育(演習) 障害児保育(演習) 社会的養護内容(演習) 保育相談支援(演習)	2 1 5 2 2 1 1 計14 計13
	④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4 4
	⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習) 保育実習指導Ⅰ(演習)	4 2
	⑥総合演習	保育実践演習(演習)	2 2
	必修科目 計	計51	計41
	選択必修科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定) 保育実習Ⅱ又はⅢ(実習) 保育実習指導Ⅱ又はⅢ(演習)	6以上 2 1 ※ ○(Ⅲを選択時) ○(Ⅲを選択時)
	選択必修科目 計	9以上	
	総合計	68以上	41以上

※は、各指定保育士養成施設において履修の免除の可否を判断する科目。

(参考)

## 保育士養成課程等検討会等 開催経緯

### (平成28年5月23日) 第4回保育士養成課程等検討会

- 地域限定保育士試験における保育実技講習について（報告）
- 福祉系国家資格との保育士養成課程等における科目の免除の検討について
- 保育所保育指針改定を踏まえた養成課程の見直しの検討について
- その他

### (平成28年11月15日) 第5回保育士養成課程等検討会

- ワーキンググループの設置について
- 「保育所保育指針」の中間とりまとめについて（報告）
- 保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議における議論の中間的なとりまとめについて（報告）
- その他

### 【保育士養成課程等検討会ワーキンググループ】

#### (平成29年1月27日) 第1回

- 座長の選任等について
- 福祉系国家資格所有者等が保育士資格を取得する際の取扱いについて
- 保育所保育指針の改定について
- その他

#### (平成29年2月20日) 第2回

- 福祉系国家資格所有者等が保育士資格を取得する際の取扱いについて
- 保育所保育指針の改定（案）について
- その他

#### (平成29年3月24日) 第3回

- 福祉系国家資格所有者等が保育士資格を取得する際の取扱いについて
- その他

### (平成29年5月24日) 第6回保育士養成課程等検討会

- 福祉系国家資格所有者等の保育士資格取得への対応について
- 保育所保育指針改定に伴う保育士養成課程等の見直しについて
- その他

## 保育士養成課程等検討会構成員名簿

	阿久澤 真理	栃木県保健福祉部こども政策課長
	阿部 和子	大妻女子大学家政学部教授
	網野 武博	東京家政大学子ども学部特任教授
○	小川 清美	東京都市大学名誉教授
	近喰 晴子	秋草学園短期大学特任教授
◎	汐見 稔幸	白梅学園大学学長
	清水 益治	帝塚山大学現代生活学部教授
	津金 美智子	名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授
	前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 保育事業経営委員会委員長
	三代川 紀子	浦安市立猫実保育園園長
	村松 幹子	全国保育士会副会長
	山縣 文治	関西大学人間健康学部教授

◎：座長、○：副座長 (五十音順 敬称略)

## 保育士養成課程等検討会ワーキンググループ構成員名簿

	阿部 和子	大妻女子大学家政学部教授
	岩崎 淳子	聖徳大学短期大学保育科准教授
○	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部学部長
	大神 優子	和洋女子大学こども発達学類准教授
	岡本 拓子	高崎健康福祉大学人間発達学部教授
◎	小川 清美	東京都市大学名誉教授
	那須 信樹	東京家政大学子ども学部教授

◎：座長、○：副座長 (五十音順、敬称略)